

# 横井 昌明

議員

識市会

## ふるさと納税制度の改正により 寄附者に本市の特産品を

問 (1) ふるさと納税は、任意の自治体に寄附できる仕組みであり、納税者が自分自身で選ぶことができる。

過去3年間の①ふるさと納税額と②本市の住民が他の市町村にふるさと納税を行った額を尋ねる。

(2) ふるさと納税制度は27年4月から改正される。

その改正点は、寄附できる上限が引き上げられたこと、確定申告をする必要のない給与所得者が5箇所以内の自治体に寄附する場合で確定申告しない場合に限り、申請によって確定申告が不要になったことである。寄附を受けた自治体から住所地の自治体に通知され、金額に応じた住民税の

減税がなされる。

本市を全国の方々からふるさと納税の対象として選んでもらうのは難しいと考えるが、多くの方に寄附していただくために寄附していただいた方に本市の特産品を特典として出してみたいかどうか。

### 記念品・特産品などの特典は考えていない

答 総務部長

- (1) ① 23年度2件、150万円、24年度4件、350万円、25年度1件、100万円。  
② 23年度7名、約29万円、24年度12名、約45万円、25年度35名、約150万円。  
(2) 記念品や特産品などの特典をつけるということは、現在のところ考えていない。

## 都市計画について 商業地域を見直し、増やしてはどうか？

問 (1) 近鉄佐古木駅やJR・名鉄の北口駅前広場などは第1種住居地域(緑)であり、ビルなどが建てにくい地域である。もっと商業地域(黄)を見直し、増やしてはどうか。

それぞれ都市計画法第9条で規定された用途地域のひとつで、「第1種住居地域」は「住居の環境を保護するため定める地域」、「商業地域」は「主として商業その他の業務の利便性を増進するため定める地域」と定義されている。

(2) 都市計画道路は、昭和48年1月19日告示から40年以上経過している。

都市計画道路の中で、住宅地の真ん中や何十件も家の立ち返きをするような街路もある。

規制がかかっている居住者や地主の立場も考えるべきではないか。

(3) 都市計画図にある弥富駅北口広場について考える

べきであり、またJRと名鉄に橋上市道を通せば、弥生学区、北部地区は大変便利になると思うが、どうか。  
(4) 準用河川の鯛浦川を27年度改修する計画があるのであれば、地権者は数人と聞いているので、その地域の区画整理を並行して行ったらどうか。  
(5) 弥富の玄関口に弥富特産の看板などの表示をすべきでは。

### 都市計画マニラの見直し時に市の目録を再掲考えていきたい

答 開発部長

(1) 次回の都市計画マスタープランの見直し時において、目指すべき本市の市街地将来像をしっかりと考えていきたい。

(2) 未着手の都市計画道路については、長期にわたる建築制限がかかっていることから、都市計画道路の見直しで土地所有者をはじめ地域住民に及ぼす影響は大きいと思っている。

早い段階からの住民意見

の募集や案の周知を図ることを考えている。

答 市長

(3) 自由通路により北広場と南広場を結ぶことについて、鉄道事業者と協議をしており、JRはバリアフリーに向けた考えを持っていただいている。

この件は、いずれ議会に申し上げて、補正をお願いするよう進めていきたい。

答 開発部長

(4) 準用河川の鯛浦川は、27年度から護岸整備に着手する予定である。

弥富市住宅開発行為等に関する指導要綱を適用するなど民間開発の力を借りて、河川整備とあわせて良好な住宅供給を図ってきたいと考えているので、この地区での土地区画整理事業の予定はない。

答 市長

(5) 駅周辺について、我々もPRをしていかななくてはならないと考えている。